



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*48 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課)..... 1

○ 告示

565 藤崎井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 5

566 小田井土地改良区の定款変更の認可 (")..... 5

567 印南土地改良区の定款変更の認可 (")..... 5

568 保安林の指定 (森林整備課)..... 5

569 " (")..... 6

570 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 6

571 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)..... 6

572 " (")..... 7

573 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (")..... 7

574 " (")..... 8

575 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 9

576 県立学校無線LAN環境整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 10

○ 人事委員会告示

7 令和2年度和歌山県職員採用I種試験の実施 13

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 17

入札公告 (教育委員会)..... 18

規 則

和歌山県規則第48号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和29年和歌山県規則第69号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

登録番号	第	号
登録年月日	年	月 日

※太枠内は記載しないこと

和歌山県証紙貼付欄 (5,600円)

年 月 日

栄 養 士 免 許 申 請 書

和歌山県知事 様

栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第1条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無(有の場合にあっては、その罪、刑及び刑の確定年月日を記入すること。)	有 ・ 無 ()
2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有の場合にあっては、違反の事実及び年月日を記入すること。)	有 ・ 無 ()
3 卒業後の本籍又は氏名の変更の有無(有の場合にあっては、卒業時の本籍又は氏名を記入すること。)	有 ・ 無 ()
4 旧姓又は通称名併記の希望の有無	有 ・ 無

本籍地 都道府県名 (国籍)	都 道 府 県
住所	(〒 -)
ふりがな	電話番号 - -
氏名 (旧姓)	印 生年月日 年 月 日
	養成施設の 卒業年月 年 月
通称名	

添付書類

- 1 栄養士法第2条第1項に規定する養成施設の卒業証明書
- 2 栄養士課程単位履修証明書
- 3 戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は本籍地を記載した住民票の写し(外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証明する書類の写し)
※ いずれも発行の日から6か月以内のものに限る。

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、戸籍に記載されたとおり記入すること。
- 3 戸籍抄本又は戸籍謄本によって氏名の変更の経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合のみ旧姓欄に氏名を記入すること。
- 4 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合のみ通称名欄に氏名を記入すること。
- 5 外国籍の者で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字(仮名を含む。)を使用した氏名が併記されているものは、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入すること(選択しなかった文字を通称名として記載することはできない。)

別記第2号様式(第2条関係)

和歌山県証紙貼付欄
(3,200円)

年 月 日

栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請書

和歌山県知事 様

住所	(〒 -)	電話番号	- -
ふりがな		印	生年月日 年 月 日
氏名			

下記のとおり変更しましたので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第3条第1項及び第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

登録免許番号	第 号	登録年月日	年 月 日
旧本籍地 (都道府県名又は国籍)		新本籍地 (都道府県名又は国籍)	
ふりがな		ふりがな	
旧氏名 (旧姓)		新氏名 (旧姓)	
通称名		通称名	
変更の理由	婚姻 ・ 転籍 ・ 離婚 ・ その他()		
変更年月日	年 月 日	旧姓又は通称名の併記の希望の有無	有 ・ 無

添付書類

- 1 栄養士免許証
 - 2 戸籍抄本又は戸籍謄本(外国籍の者は、国籍を記載した住民票の写し。ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証明する書類の写し)
- ※ いずれも発行の日から6か月以内のものに限る。

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、戸籍に記載されたとおり記入すること。
- 3 戸籍抄本又は戸籍謄本によって氏名の変更の経過が確認できる場合で、免許証に氏名と旧姓の併記を希望する場合のみ旧姓欄に氏名を記入すること。
- 4 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者で、免許証に氏名と通称名の併記を希望する場合のみ通称名欄に氏名を記入すること。
- 5 外国籍の者で、住民票の写しの氏名表記にローマ字と漢字(仮名を含む。)を使用した氏名が併記されているものは、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入すること(選択しなかった文字を通称名として記載することはできない。)

別記第4号様式(第4条関係)

和歌山県証紙貼付欄
(3,600円)

年 月 日

栄養士免許証再交付申請書

和歌山県知事様

住所	(〒 -)	電話番号	- -
ふりがな		印	生年月日 年 月 日
氏名	(旧姓)		
通称名			

下記理由により栄養士免許証の再交付を受けたいので、栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、亡失した栄養士免許証を発見したときは、速やかに提出いたします。

記

登録免許番号	第 号	登録年月日	年 月 日
再交付の理由 (該当する理由に○をつける)	破損 ・ 汚損 ・ 亡失		

添付書類

栄養士免許証(破損又は汚損の場合に限る。)

備考

- 1 和歌山県証紙は、消印をしないこと。
- 2 氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、戸籍に記載されたとおり記入すること。
- 3 再交付申請では新たに旧姓又は通称名を併記することはできない。併記を希望する場合は「栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請」を併せて行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の栄養士法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、藤崎井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、印南土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字三瀬川字入山549・551（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡有田川町大字三瀬川字入山549・551（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中芳養字津志野1290の110
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市中芳養字津志野1290の110（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第570号

令和2年和歌山県告示第369号（以下「告示第369号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
前田すみれ
西浦常三
津本傳助
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第369号のとおり

和歌山県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
境松（390）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

野原谷（551）、上ノ尾（552）、晩稻熊岡（558）、下ノ尾（631）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第573号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

田原川左支溪（3-342-1-012）、東谷川左支溪（3-342-2-008）、田原川右支溪（3-342-2-012）、田原川右支溪（3-342-2-013）、田原川（3-342-2-014）、東谷川（3-342-2-015）、田原川左支溪（3-342-2-016）、田原川左支溪（3-342-2-017）、田原川左支溪（3-342-2-018）、田原川左支溪（3-342-2-019）、東谷川（3-342-3-004）、東谷川（3-342-3-005）、東谷川（3-342-3-006）、田原川右支溪（3-342-3-007）、田原川左支溪（3-342-3-008）、田原川左支溪（3-342-3-009）、田原（Ⅰ-41）、田原23（Ⅰ-2209）、田原3（Ⅱ-837）、田原4（Ⅱ-838）、田原5（Ⅱ-839）、田原6（Ⅱ-840）、田原7（Ⅱ-841）、田原8（Ⅱ-842）、田原9（Ⅱ-843）、田原10（Ⅱ-844）、田原11（Ⅱ-847）、田原12（Ⅱ-848）、田原13（Ⅱ-849）、田原20（Ⅲ-247）、田原21（Ⅲ-248）、高野口町田原（101）（Ⅱ-10367）、高野口町田原（102）（Ⅱ-10368）、高野口町田原（103）（Ⅱ-10369）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東谷川（3-342-3-003）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第574号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

緑光台1（6-401-2-014）、才野2（6-401-1-026）、芦長（6-401-1-027）、才野3（6-401-2-015）、坂口（6-401-2-020）、安久川（6-401-2-021）、才野鴨居2（6-401-3-013）、才野鴨居3（6-401-3-014）、下谷1（6-401-2-022）、下谷2（6-401-2-023）、平見1（6-401-2-024）、平見2（6-401-2-025-1）、内の川1（6-401-1-044）、内の川（6-401-2-033）、清水谷（6-401-2-026）、保呂1（6-401-2-027）、瀬田2（6-401-2-029）、栗山1（6-401-1-057）、袋谷（6-401-2-047）、安久川（I-1564）、萩原1（I-1572）、下谷（I-1575）、平見（I-1576）、平（I-1577）、芦長（I-4318）、鴨居（I-4325）、萩原2（I-4327）、中2（I-4328）、坂口（I-4330）、平（101）（I-60997）、堅田9（II-5864）、平下谷1（II-5865）、平下谷2（II-5866）、才野2（II-5900）、才野3（II-5901）、才野4（II-5902）、才野廻り田2（II-5903）、才野廻り田1（II-5904）、才野廻り田3（II-5905）、才野安久川1（II-5906）、才野安久川2（II-5907）、才野萩原（II-5908）、平平見1（III-3296）、平平見2（III-3297）、平平見3（III-3298）、平下谷3（III-3299）、才野（104）（I-61412）、才野（111）（I-61419）、才野（112）（I-61420）、才野（113）（I-61421）、才野（115）（I-61423）、才野（118）（I-61426）、才野（121）（I-61429）、才野（123）（I-61431）、才野（126）（I-61434）、才野（128）（I-61436）、才野（129）（I-61437）、才野（139）（I-61447）、才野（140）（I-61448）、才野（146）（I-61454）、才野（101）（II-61409）、才野（102）（II-61410）、

才野(103)(Ⅱ-61411)、才野(105)(Ⅱ-61413)、才野(106)(Ⅱ-61414)、才野(107)(Ⅱ-61415)、才野(108)(Ⅱ-61416)、才野(109)(Ⅱ-61417)、才野(110)(Ⅱ-61418)、才野(114)(Ⅱ-61422)、才野(116)(Ⅱ-61424)、才野(117)(Ⅱ-61425)、才野(119)(Ⅱ-61427)、才野(120)(Ⅱ-61428)、才野(122)(Ⅱ-61430)、才野(124)(Ⅱ-61432)、才野(125)(Ⅱ-61433)、才野(127)(Ⅱ-61435)、才野(130)(Ⅱ-61438)、才野(131)(Ⅱ-61439)、才野(132)(Ⅱ-61440)、才野(133)(Ⅱ-61441)、才野(134)(Ⅱ-61442)、才野(135)(Ⅱ-61443)、才野(136)(Ⅱ-61444)、才野(137)(Ⅱ-61445)、才野(138)(Ⅱ-61446)、才野(141)(Ⅱ-61449)、才野(142)(Ⅱ-61450)、才野(143)(Ⅱ-61451)、才野(144)(Ⅱ-61452)、才野(145)(Ⅱ-61453)、才野(147)(Ⅱ-61455)、才野(148)(Ⅱ-61456)、才野(149)(Ⅱ-61457)、才野(150)(Ⅱ-61458)、中(101)(Ⅱ-61459)、中(102)(Ⅱ-61460)、平(105)(Ⅰ-61465)、平(102)(Ⅱ-61462)、平(103)(Ⅱ-61463)、平(104)(Ⅱ-61464)、平(106)(Ⅱ-61466)、平(107)(Ⅱ-61467)、平(108)(Ⅱ-61468)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

才野鴨居(6-401-1-024)、才野1(6-401-1-025)、才野7(6-401-3-018)、下谷川(6-401-1-043)、平見2(6-401-2-025-2)、保呂2(6-401-2-028)、瀬田1(6-401-1-045)、保呂3(6-401-2-030)、保呂4(6-401-2-031)、保呂5(6-401-2-032)、川口(6-401-1-058)、中(103)(Ⅱ-61461)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第575号

令和2年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

令和2年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日
令和2年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 5 落札金額
42,661,080円（うち消費税及び地方消費税の額3,878,280円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年2月7日

和歌山県告示第576号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、県立学校無線LAN環境整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

県立学校無線LAN環境整備委託業務

(2) 業務の内容

令和2年度県立学校無線LAN環境整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請時点において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）から（11）までの要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

(10) 主要担当者が次のアからエまでのいずれかに該当する者であること。

ア 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者の資格を有する者

イ 経済産業大臣から情報処理技術者試験（ネットワークスペシャリスト又は情報セキュリティスペシャリストに係るものに限る。）の合格認定を受けている者

ウ 情報処理安全確保支援士の資格を有する者

エ 所定の期間で完了するために必要な納期設定等のスケジュール策定を行い、納期遅延を防止するためのプロジェクト進捗管理を適正に遂行できる実務能力とその実績を有する者

(11) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票

キ 印鑑証明書

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年分の市町村民税）

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- サ 2の（9）に係る履行証明書
- シ 2の（10）及び（11）の要件を満たすことを証する書類の写し
- ス 仕様書に定める要件を満たすことを証する書類の写し
- セ 作業実施計画書
- ソ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）1システム調査・分析」又は「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、コ、サ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年4月14日（火）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年4月14日（火）から同月24日（金）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年5月7日（木）から同月15日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和2年5月15日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和2年5月21日（木）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

令和2年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

令和2年4月14日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和2年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	82人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		4人程度	警察本部等における事務
技術系職種	情報職A	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務 ※一定の経験を経た後、広く一般行政職の業務に従事することができる。
	情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
	総合土木職	13人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
	建築職	3人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
	電気職	2人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
	機械職	1人程度	知事部局等における機械設備等の施工及び保守管理等の業務
	化学職A	2人程度	知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
	化学職B	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
	農学職	8人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
	林学職	6人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
	水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
法医鑑識職	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務	

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

イ 平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和2年6月28日（日）	和歌山市 田辺市	令和2年7月10日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	【一般行政職通常枠】 （個別面接①、論文試験） 令和2年7月21日（火）から同月31日（金）までの間で指定する1日 （個別面接②、集団討論） 令和2年8月18日（火）から同月28日（金）までの間で指定する1日	和歌山市	令和2年9月4日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠】 （個別面接、論文試験） 令和2年7月16日（木）又は同月20日（月）のいずれか指定する1日		令和2年8月17日（月）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【警察事務職、技術系職種】 （個別面接、論文試験） 令和2年7月21日（火）から同月29日（水）までの間で指定する1日		

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職通常枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 （択一式）	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち40題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野（社会科学、人文科学及び自然科学）30題中15題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈）25題を必須解答とする。	2時間
	専門試験 （択一式）	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 受験申込時に4科目（法律、経済、総合A及び総合B）から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。	2時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接（2回）及び集団討論	

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	120点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	180点	前記(1)の第1次試験の専門試験と同内容	2時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
	アピール 論文試験	700点	高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験(原稿用紙3枚1,200字以内、特筆すべき能力・実績を証明する書類と併せて申込時に提出)	
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど)	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 警察事務職、技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (警察事務職) 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。(択一式) (総合土木職) 45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。(択一式) (情報職A・B) 40題を全問必須解答とする。(記述式及び択一式) (その他の試験区分) 40題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

(4) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学等
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法等
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論等
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学等
情報職A		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策等
情報職B		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ等
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物等
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
機械職		数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
化学職A 化学職B		数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法医鑑識職		生物・化学、一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、植物栄養学、食品科学、応用微生物学、衛生等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和2年度和歌山県職員採用 I 種試験、資格免許職職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

申込後、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」に掲載している自己紹介書様式をダウンロードし、第1次試験日までに自己紹介書を作成した上で試験当日に試験会場に持参し提出すること。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類及び第1次試験アピール論文を別途、令和2年5月22日（金）まで（同日までの消印のあるものを有効とする。）に和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I 種試験証明書類・アピール論文在中」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

(2) 受付期間

令和2年4月21日（火）午前10時から同年5月22日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。

ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票、写真票及び自己紹介書を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和3年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和3年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和2年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字による受験

一般行政職及び警察事務職（専門試験について法律又は総合Aを選択する場合に限る。）については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画火葬場（1号那賀斎場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

県立学校無線LAN環境整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和2年度
 - (2) 業務の名称
県立学校無線LAN環境整備委託業務
 - (3) 業務の内容
令和2年度県立学校無線LAN環境整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
令和2年和歌山県告示第576号に規定する県立学校無線LAN環境整備委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館6階
和歌山県教育庁教育総務局総務課
 - (2) 期間
令和2年4月14日（火）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 入札説明書について質問がある者は、令和2年4月14日（火）から同月24日（金）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

令和2年5月25日（月）午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年5月25日（月）午前9時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアム

としてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Prefectural school Wi-Fi Network System

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 25 May 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:00 a.m. 25 May 2020)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3641

FAX 073-432-4517

e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp